

J Aバンク優遇プログラム規定

1 内容

「J Aバンク 優遇プログラム」（以下「当サービス」といいます。）は、福井県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます。）所定の基準によりお客様の取引内容を得点に換算し、合計得点に応じて3段階（以下「ステージ」といいます。）を設定し、ステージに応じて金利・手数料・各種サービス等の優遇を提供するサービスです。

2 対象

対象は当会とお取引のある個人の方に限ります（事業者の方、非居住者の方、任意団体は対象外とします）。

3 開始時期

当サービスは、当会所定の日からサービスの提供を開始します。ただし、優遇の種類によっては、当会所定の登録手続を行った日より提供開始となる場合があります。

4 得点・ステージ

(1) サービス提供開始日の前月末日時点における当会所定の取引に応じてお客様の得点を決定し、得点合計に応じて当月 25 日から翌月 24 日までステージを適用します。

(2) お客様に適用するステージは、毎月 25 日に更新します。

(3) 得点対象となる取引項目、内容、各得点については次のとおりとします。ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。

得点対象取引	取引内容	得点
給与振込	判定月またはその前月に給与振込として5万円以上の振込をお受け取りいただいていること。	100
年金自動受取	一定期間内に公的年金（農業者年金・国民年金・厚生年金・共済年金等）として発信された振込をお受け取りいただいていること。	100
公共料金自動支払（1取引ごと）	一定期間内に電気・電話・ガス・水道・NHK料金を自動支払されていること。	20 (上限100)
J Aカード利用	判定月またはその前月、前々月にJ Aカードをご利用され（ショッピングや引落等）、その代金を当会の口座から自動支払されていること。	20
個人I B	判定月に個人I B（J Aネットバンク）をご契約いただいていること。	50
貯金残高	当会所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を判定月月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円ごとに5点ずつ付与します）。	5 (上限250)
定期貯金・定期積金	預入期間が1年以上の定期貯金または定期積金取引があること。	10
貸出金残高 500万円以上	当会所定の貸出金を判定月の月末時点で合計500万円以上ご利用いただいていること。	50
貸出金残高 500万円未満	当会所定の貸出金を判定月の月末時点で合計500万円未満ご利用いただいていること。	20

(4) 金利・手数料・各種サービス等の優遇は、原則サービス提供時点のステージに応じて提供します。

(5) 各取引の得点、各ステージに必要な得点数は次のとおりとします。

	ステージ1	ステージ2	ステージ3
必要な得点	0点以上	100点以上	200点以上

5 優遇

(1) 氏名、住所等に変更があったにもかかわらず、当会所定の変更手続きを行われていない場合は、特典が受けられないことがあります。

(2) お客様の都合により当会からの連絡を不要とされている場合は、特典が受けられないことがあります。

(3) 優遇内容、優遇期間については次のとおりとします。ただし、その他の優遇内容の詳細については店頭等でお知らせします。

優遇項目	優遇内容	ステージ		
		1	2	3
提携ATM入出金手数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、提携ATM（注1）において有料となる入出金取引を行った場合、ステージ別の優遇回数まで手数料が無料となります。	1回	2回	3回
個人IB振込手数料無料	当月25日から翌月24日のステージ適用期間に、個人IBによる振込を行った場合、ステージ別の優遇回数まで振込手数料が無料となります。（注2・3）	1回	2回	3回

(注) 1 対象となるATMは、セブン銀行、ローソン銀行、イーネット、ゆうちょ銀行となります。

2 ATM入出金手数料無料・個人IB振込手数料無料の対象口座は「普通（一般・総合）」となります。

3 個人IB振込手数料無料については、振込手数料先方負担の場合は優遇対象外となります。

6 変更・終了

(1) 当会の事情により事前に通知することなく、当サービスの内容（得点の対象となる取引、得点、ステージ、優遇内容、規定等）を変更、または当サービスを終了することがあります。

(2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。

①お客様が当会所定の規定・規約等を履行されない場合

②お客様の都合により当会からの連絡を不要とされている場合

③すでに利用されている貸出金を延滞されている場合

④契約者本人が亡くなった場合

⑤得点対象取引の有無、残高等が当会の責によらず確認できなかった場合

⑥金融情勢の変化、その他予見しがたい事情が発生した場合

⑦その他当会が、一部または全ての優遇措置を行わない合理的な理由があると判断した場合

7 免責事項

災害・事変等当会の責めに帰すことが出来ない理由、または裁判所等公的機関の措置や法改正等やむを得ない理由により、得点や優遇の取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当会は一切の責任を負いません。

令和6年7月16日現在